

板橋区環境マネジメントシステム 公共施設等における環境配慮ハンドブック

制 定 令和8年3月31日

最終改訂 令和 年 月 日

目 次

はじめに	1
1 ZEB/ZEH	2
2 施設整備における省エネルギー・環境配慮手順	5
3 建築・土木工事に係る環境配慮手順	9
4 庁有車等への次世代型自動車の導入手順	11
様式集	13
改訂履歴	14

はじめに

板橋区は、「ゼロカーボンいたばし 2050」の実現に向け、公共施設等の整備・運営を通じて、率先して環境負荷を低減することが求められています。

本ハンドブックは、こうした責務を果たすため、公共施設等の整備・運営に関して必要な手順及び基準を定めたものです。

具体的には、ZEBをはじめとする環境性能に優れた施設整備、建築・土木工事における環境負荷の低減や資源循環の推進、庁用車等への次世代型自動車の導入など、区の事業活動における環境配慮の取組を体系的に示しています。

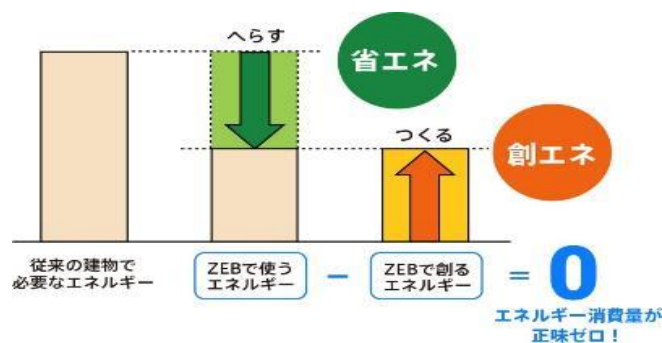
本ハンドブックに基づき、区の組織全体で、公共施設等の企画段階から運営段階に至るまで環境配慮の取組を実践することで、環境性能に優れた公共施設等の整備・運営を推進し、区の事業活動における環境負荷を着実に低減していきます。

1 ZEB/ZEH

(1) ZEBとは

ZEB（ゼブ）とは、「Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）」の略称で、快適な室内環境を維持しながら、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロにすることをめざした建物です。日射遮蔽や外皮性能の向上、昼光利用等によってエネルギー需要を減らし、それでも必要となるエネルギーは、高効率の照明・空調機器等を導入することで省エネルギーを実現します。

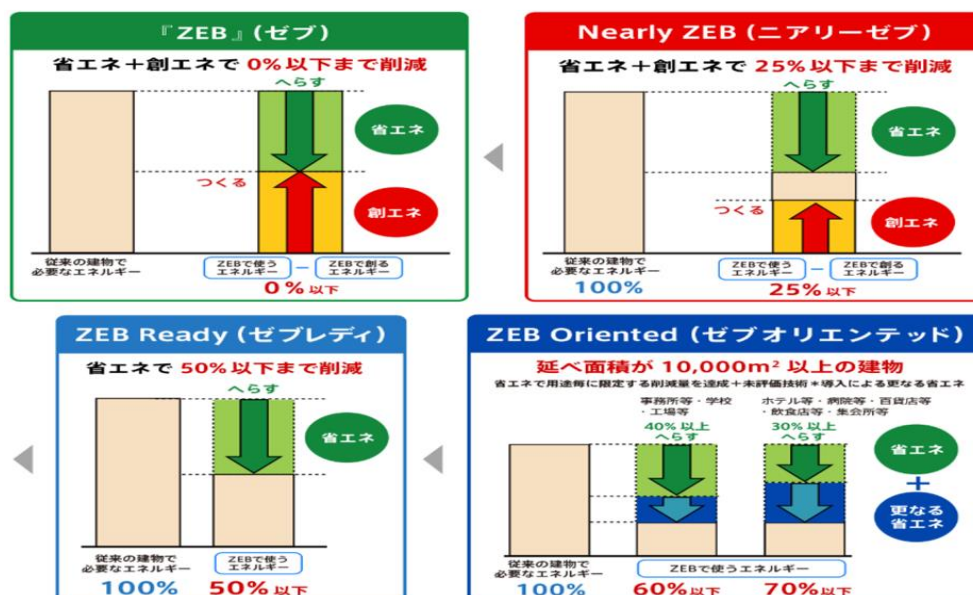
その上で、再生可能エネルギーを活用してエネルギーを創出することで、エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにすることができます。



出典:環境省「ZEB PORTAL」(<https://www.env.go.jp/earth/zeb/about/index.html>)
環境省「ZEB PORTAL」(<https://www.env.go.jp/earth/zeb/about/index.html>)を編集して作成

(2) ZEBの分類

ZEBには、段階的な種類があり、「ZEB」、「Nearly ZEB」、「ZEB Ready」、「ZEB Oriented」の4つに分類されます。これにより、建物の規模や用途に応じて、段階的に省エネルギー目標を設定できます。各分類は、基準一次エネルギー消費量からの削減率に基づいており、建物の特性に合わせた現実的な取組を可能にしています。



出典:環境省「ZEB PORTAL」(<https://www.env.go.jp/earth/zeb/about/04.html>)
環境省「ZEB PORTAL」(<https://www.env.go.jp/earth/zeb/about/04.html>)を編集して作成

(3) Z E B化のメリット（効果）

①環境負荷の低減と財政効果

高効率設備や再生可能エネルギーの導入により、施設のエネルギー使用量とCO₂排出量を削減し、環境負荷の低減を図ります。また、光熱費や中長期的な維持管理コストの削減により、財源の効率的な活用が図られ、区民サービスの向上に資することが期待されます。

②快適性・生産性の向上

利用者の快適性を考慮した空調や照明の制御により、適切な温度・照度環境を維持しながら省エネルギーを実現します。快適な室内環境により施設利用者の満足度が向上するとともに、職員の生産性向上に寄与します。

③災害等のリスクへの対応力強化

太陽光発電設備などの創エネルギー設備により、災害時でも最低限の電力供給が確保され、避難所や防災拠点としての機能が強化されます。また、平常時からエネルギー需要が抑制されているため、非常時においても創エネルギー設備で施設の基本的な需要を満たすことができ、外部からのエネルギー供給の依存度を低減できます。

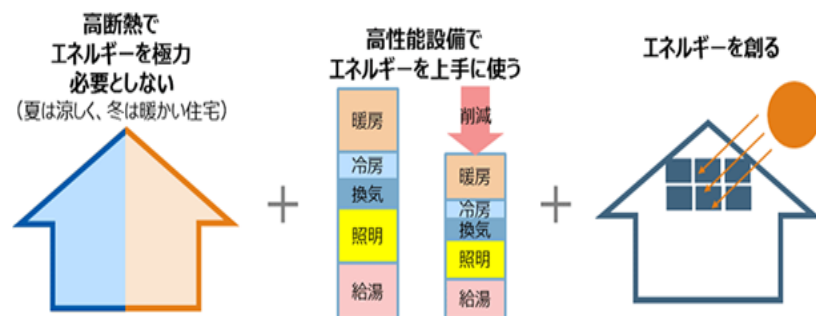
④地域への波及効果

公共施設におけるZ E B化は、民間施設や住宅への展開を促す契機となり、地域全体の脱炭素化への波及効果が期待されます。環境に配慮した建物の普及により、建物の資産価値が向上するとともに、地域全体の魅力向上にもつながります。

(4) Z E Hとは

Z E H（ゼッチ）とは、「Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）」の略語で、快適な室内環境を維持しながら、年間の一次エネルギー消費量の収支を実質的にゼロにすることをめざした住宅です。具体的には、高断熱化と省エネルギー性能の高い空調・照明等を導入することで消費エネルギーを削減します。

その上で、再生可能エネルギーによりエネルギーを創出することで、エネルギー使用量と供給量のバランスを取り、エネルギーの正味（ネット）消費量をゼロに近づけることが可能となります。



出典：経済産業省 資源エネルギー庁「省エネポータルサイト」

(https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/housing/index03.html)

(5) 公共施設等における ZEB/ZEH 基準

ア 新築（改築等を含む）

- ① 庁舎や学校などの非住宅建築物については、以下の基準に基づき整備を行います。
- ・延床面積が 10,000 m²を超える建築物は、ZEB Oriented 以上とします。
 - ・延床面積が 2,000 m²以上の建築物は、ZEB Ready 以上とします。
 - ・延床面積が 2,000 m²未満の建築物は、用途や規模に応じて、整備の必要性を検討します。
- ② 共同住宅などの住宅建築物については、以下の基準に基づき整備を行います。
- ・延床面積が 2,000 m²以上の建築物は、ZEH-M Oriented 以上とします。
 - ・延床面積が 2,000 m²未満の建築物は、用途や規模に応じて、整備の必要性を検討します。

【建築区分別の ZEB/ZEH 基準】

建築区分	ZEB(ZEH-M)認証取得ランク	基礎値からの 一次エネルギー削減量
庁舎、学校等 (非住宅)	ZEB Oriented 以上	50%以上
	ZEB Oriented 以上 (10,000 m ² 以上)	30%～40%以上 (建物用途により異なる)
共同住宅(住宅)	ZEH-M Oriented 以上	20%以上(UA 値※0.6 以下)

※外皮平均熱貫流率(UA 値):室内と外気の熱の出入りのしやすさの指標。値が小さいほど断熱性能が高い。

イ 長寿命化改修

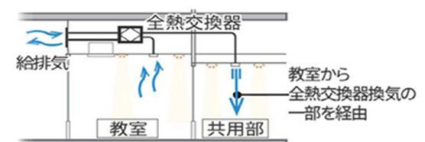
非住宅及び住宅建築物について、長寿命化改修を行う場合は、新築（改築等を含む）時と同等の認証取得をめざします。

ただし、既存施設の立地、規模、利用目的、残りの耐用年数、工事条件、必要となる整備コスト及び追加される工期の状況等によっては、認証取得にこだわらず、高断熱化、LED化、高効率空調機器等の導入など、利用可能な技術を活用し、CO₂排出量の削減を図ります。

環境に配慮した施設整備の推進～ZEB Ready 認証の取得～

現在建設中の上板橋第一中学校では、環境配慮型の学校整備が進められています。新校舎は「ZEB Ready 認証」を取得し、省エネルギー基準比で 50%以上のエネルギー消費量削減が認められています。

具体的には、全熱交換器や LED 照明などの高効率設備を採用し、空調・照明におけるエネルギー消費の削減を図っています。また、Low-E 複層ガラスを使用することで、校舎の断熱性・遮熱性を高め、開口部からの熱損失を抑えています。



2 施設整備における省エネルギー・環境配慮手順

(1) 目的

環境配慮型の施設整備を推進するためには、企画・予算化段階からその視点を組み込むことが重要です。

本項目では、前項のZEB/ZEHを含む省エネルギー・環境配慮設備等の導入基準と、企画から工事着工までに必要となる協議手順を定めます。

(2) 省エネルギー・環境配慮設備等導入基準

公共施設等の整備にあたっては、以下の導入基準に従うものとします。

なお、国や都道府県等の補助金制度を積極的に活用し、財政負担の軽減と環境配慮の両立を図るものとします。

【板橋区公共施設 省エネルギー・環境配慮設備等導入基準】

凡例 ◎(導入):原則導入、○(推奨):可能な限り導入に努めるもの

●(検討):施設規模や用途等、導入に検討を要するもの、－(対象外)

区分	対象設備等	導入基準			備 考
		新築 (改築を含む)	長寿命化改修 ※改修範囲内を対象とする	維持改修・設備更新 ※改修範囲内を対象とする	
建築物の 断熱化	外壁・屋根 断熱化	◎	○	○	
	複層ガラス等※	◎	○	○	※導入時は断熱サッシ・Low-Eガラスについても検討
自然エネルギー の 利用	自然通風の利用 (空調負荷の低減)	○	○	－	・吹抜け自然換気システム等
	自然光の利用 (照明負荷の低減)	○	○	－	・ライトシェルフ、トップライト、ハイスайдライト等
緑のカーテンの 設置	緑のカーテン用 フック・水栓等	◎	◎	○	・日当たりの良い南面・西面の窓部に設置
空調調和設備 等の 省エネルギー化 (冷暖房設備・換 気設備含む)	高効率型 熱源機※	◎	◎	◎	・都環境物品調達方針設備 ※大温度差システムを検討
	高効率型 冷暖房機	◎	◎	◎	・都環境物品調達方針設備
	ポンプ類 変流量制御	◎	◎	○	
	空調調和機系統 変風量制御	◎	○	○	・ファンのインバータ化、VAVの採用等
	外気冷房※ システム	◎	○	－	※空調調和機及び外気調和機導入時
	全熱交換器※ (同ユニット)	◎	○	○	※ナイトバージ機能付を検討
	空調範囲の 細分化	◎	◎	◎	・併せて、リモコン近辺に空調範囲を表示
	大風量送風機 変風量制御	◎	◎	○	・給食室(厨房)等、大風量の換気を要する室が対象
照明設備の 省エネルギー化	LED照明器具	◎	◎	◎	・非常用照明、誘導灯含む
	点灯範囲(回路) 細分化	◎	◎	◎	・併せて、スイッチ近辺に点灯範囲を表示
	トイレ・階段等 人感センサー	◎	◎	○	
	昼光運動制御	◎	◎	○	

区分	対象設備等	導入基準			備 考
		新築 (改築を含む)	長寿命化改修 ※改修範囲内を対象とする	維持改修・設備更新 ※改修範囲内を対象とする	
受変電設備の 効率的利用	高効率型 変圧器	◎	◎	◎ (変圧器改修時)	・国のトップランナー基準を採用
	デマンド 監視装置	◎	◎	◎ (全面改修時)	
	デマンド 制御装置	●	●	—	
	蓄電池	●	●	—	・導入の際は太陽光発電設備と連携
エネルギーの 効率的利用	エネルギー管理シ ステム(BEMS)	●	●	—	
昇降機設備の 省エネルギー化	省エネルギー型 昇降機	◎	◎	◎	・インバータ制御等
給湯設備の 省エネルギー化	高効率型 給湯器	◎	◎	◎	・潜熱回収型給湯器 ・CO2冷媒ヒートポンプ給湯器
	高効率型 ボイラー	◎	◎	◎	
	コージェネ※・ 燃料電池	●	●	●	※停電時対応機の導入を検討
ろ過循環設備の 省エネルギー化	夜間(未使用時) ポンプ低流量制御※	◎	◎	○	※年間使用施設(体育館プール等) が対象
節水型 器具の採用	節水型大便器・ トイレ用擬音装置	◎	◎	◎	・擬音装置は施設用途による
	節水型 小便器	◎	◎	◎	・センサー式を検討
	節水型 水栓・器具	◎	◎	◎	・センサー式を検討
雨水の利用	中水利用 (トイレ洗浄等)	●	●	—	
	縦樋取水型小型 雨水貯留タンク	◎	◎	—	緑のカーテン、植栽付近に設置
再生可能 エネルギー等の 利用	太陽光発電設備 (設置規模の目 安)	◎ 30kW以上(5,000㎡超) 20kW以上(5,000㎡以下) 10kW以上(3,000㎡以下)	◎ 10kW以上(3,000㎡超) 5kW以上(3,000㎡以下)	● (更新時は既存容量以上と する)	・蓄電池との連携を推奨 ・自立運転コンセント設置を推奨 ・日陰の影響を考慮して検討
	太陽熱利用設備	●	●	—	・日陰の影響を考慮して検討
	地中熱利用 ヒートポンプ	●	●	—	
	クールヒート トレンチ	●	●	—	
次世代自動車用 充電設備の導入	普通充電器 (200V仕様)	◎ (5区画以上:20%以上設置 置)	○ (1区画以上設置)	● (1区画以上設置)	専用駐車場[庁有車等が使用・占有 する駐車場]
		◎ (10区画以上:1区画以上設 置)	○ (1区画以上設置)	● (1区画以上設置)	共有駐車場[不特定多数が使用す る来客用駐車場]
		・急速充電設備を設置した場合、定格出力を6kWで除した数の普通充電設備を設置したものと取り扱う。			
	配管等整備	◎ (区画の50%以上設置)	○ (区画の50%以上設置)	● (区画の50%以上設置)	専用駐車場[庁有車等が使用・占有 する駐車場]
		◎ (区画の20%以上設置)	○ (区画の20%以上設置)	● (区画の20%以上設置)	共有駐車場[不特定多数が使用す る来客用駐車場]
ZEB化		◎※1	●※2	—	・認証取得する場合はZEB Ready (延床面積10,000㎡以上はZEB Oriented)以上、共同住宅の場合は ZEH-M Oriented以上とする。 ・認証取得できない用途は対象外
※1 新築(改築を含む)において、原則、延床面積2,000㎡以上の建物を対象とする。2,000㎡未満の建物についても必要に応じて対象とする。 ※2 長寿命化改修を行う施設について、ZEB化をめざす。但し、既存施設の立地、規模、利用目的、残りの耐用年数、工事条件、必要となる整備コスト及び追加される工期の状況等によっては、ZEB認証取得にこだわらず、高断熱化、LED化、高効率空調機器を導入するなど、利用可能な技術を活用し、CO2削減を図る。					

- 注1 太陽光発電設備及び太陽熱利用設備の設置にあたっては、周辺建築物による日影の影響を十分に考慮します。
- 注2 屋外に設置する機器（太陽光発電設備を含む）及び配管等については、「板橋区景観計画」に準拠し、周囲からの見え方に配慮します。
- 注3 雨水流出抑制については、「板橋区雨水流出抑制施設設置指導要綱」に基づき、雨水浸透枳や貯留槽等の流出抑制施設を整備します。
- 注4 緑化については、「東京都自然保護条例」及び「板橋区緑化条例」に基づき整備するものとし、「板橋区景観計画」に準拠した計画とします。

（３）公共施設等の整備に係る協議手順

ア 新築（改築を含む）及び長寿命化改修する場合

①基本構想、基本計画段階

施設管理部門又は設計・施工部門の環境管理推進員は、施設のZEB化について、環境管理事務局と協議を行い、「協議記録書（様式1）」を作成します。

協議記録書は、施設管理部門、設計・施工部門、環境管理事務局の順で決裁を受け、環境管理事務局へ提出します。

②予算化、基本設計時

設計・施工部門の環境管理推進員は、省エネルギー・環境配慮設備等導入基準の適用状況について、環境管理事務局と協議を行い、「協議記録書（様式1）」を作成します。協議記録書は、施設管理部門、設計・施工部門、環境管理事務局の順で決裁を受け、環境管理事務局へ提出します。

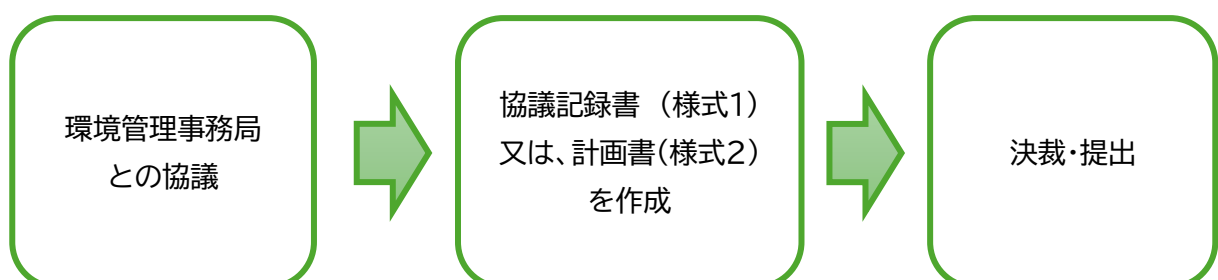
また、変更に関する協議を行った場合にも、同様の手続きを行います。

③実施設計完了時

設計・施工部門の環境管理推進員は、当該施設の工事着手前までに「施設整備にあたっての省エネルギー・環境配慮に関する計画書（様式2）」を作成します。計画書は、施設管理部門、設計・施工部門、環境管理事務局の順で決裁を受け、環境管理事務局へ提出します。

なお、計画に変更（工事中の設計変更を含む）があった場合にも、同様の手続きを行います。

【協議・報告の流れ】



イ 公園を新設及び全面改修する場合

①基本構想、基本計画段階／予算化、基本設計時

本手順及び別表の導入基準に準拠するものとし、環境管理事務局との協議及び「協議記録書（様式１）」の作成は不要とします。

②実施設計完了時

設計・施工部門の環境管理推進員は、当該施設の工事着手前までに、「施設整備にあたっての省エネルギー・環境配慮に関する計画書（様式２）」を作成し、環境管理事務局へ提出します。

なお、計画に変更（工事中の設計変更を含む）があった場合にも、同様の手続きを行います。

ウ 上記いずれにも該当しない場合（ア・イ以外の場合）

本手順及び別表の導入基準に準拠するものとし、環境管理事務局との協議及び様式の作成は不要とします。

※緊急に改修・更新を行う場合においても、原則として導入基準に準拠するものとします。

3 建築・土木工事に係る環境配慮手順

(1) 目的

区が発注する建築及び土木工事に於いて、環境配慮型の施工方法の採用、建設廃棄物の削減、熱帯材型枠の使用抑制、騒音・振動等の公害対策の実施及び資源の有効活用を推進するための手順を定め、環境負荷低減を図ることを目的とします。

(2) 建築・土木工事に係る環境配慮手順

環境管理推進員は、以下の環境配慮手順に基づき、工事を実施するものとします。

① 環境に配慮した工事方法の採用

- ・ 特定建設作業・指定建設作業を行う場合は、「特定・指定建設作業基準表」を遵守します。
- ・ 騒音・振動・排ガスの発生が少ない機械を優先して使用します。
- ・ 地下水保護、緑化など、周辺環境に配慮します。

② 建設副産物（発生土・がれき等）の対策

- ・ 掘削土、コンクリート・アスファルト塊、木材くず、鉄くず、ガラスなどの再利用・リサイクルを積極的に推進します。
- ・ 発注段階において廃棄物発生量が少ない施工技術を検討し、可能な限り採用します。

③ リサイクル状況の把握

- ・ 「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、発生量・再利用率を記録します。

④ 建設廃棄物の適正処理

- ・ 建設廃棄物は種類ごとに量・処分先をマニフェストで確認し、法令に従い適正に処理します。
- ・ 汚染土壌が疑われる場合は、区の土壌汚染要綱に従い調査・処理します。
- ・ 雨水による流出や飛散を防ぐ措置を講じます。

⑤ 環境負荷の少ない建設材料の使用

- ・ 再生資材や環境配慮型資材を積極的に使用します。

⑥ 熱帯材型枠の使用抑制

- ・ 熱帯林保護のため熱帯材の使用を抑制するとともに、型枠の使用状況（新規搬入量など）を記録します。
- ・ 代替型枠の使用や転用回数の増加について、施工業者を指導します。

(3) 記録の管理と提出

上記の環境配慮手順に関する記録は、各所属にて3年間保存します。ただし、法令で別途保存期間が定められている場合は、その期間に従うものとします。

また、環境管理事務局から要請があった場合は、速やかに提出します。

「特定・指定建設作業基準表」

工事件名	騒音の基準				振動の基準			
	騒音規制法		東京都環境確保条例		振動規制法		東京都環境確保条例	
	特定建設作業	音量 (※1)	指定建設作業	音量 (※1)	特定建設作業	振動の 大きさ (※1)	指定建設作業	振動の 大きさ (※1)
くい打設作業	杭打ち機（もんけんを除く）、杭抜き機又は杭打ち杭抜き機（圧入式杭打ち杭抜き機を除く）を使用する作業（杭打ち機をアースオーガーと併用する作業を除く）	85 dB	穿孔機を使用する杭打設作業	80 dB	杭打ち機（もんけん及び圧入式杭打ち機を除く）、杭抜き機（油圧式杭抜き機を除く）又は杭打ち杭抜き機（圧入式杭打ち杭抜き機を除く）を使用する作業	75 dB	圧入式杭打ち機、油圧式杭抜き機を使用する作業又は穿孔機を使用する杭打設作業	70 dB
びょう打等作業	びょう打機を使用する作業		インパクトレンチを使用する作業					
破碎作業	さく岩機を使用する作業（※2）		コンクリートカッターを使用する作業（※2）		ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業（※2）	75 dB	ブレーカー（手持式のものを除く）以外のさく岩機を使用する作業（※2）	70 dB
掘削作業	バックホー（定格出力80kw以上）、トラクターショベル（定格出力70kw以上）、ブルドーザー（定格出力40kw以上）を使用する作業		ブルドーザー（定格出力40kw未満）、パワーショベル、バックホー（定格出力80kw未満）その他これらに類する掘削機械を使用する作業（※2） (H9.10.1.より適用)				ブルドーザー（定格出力40kw未満）、パワーショベル、バックホー（定格出力80kw未満）その他これらに類する掘削機械を使用する作業（※2） (H9.10.1.より適用)	
空気圧縮機を使用する作業	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであってその原動機の定格出力が15kw以上のものに限る）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）						空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであってその原動機の定格出力が15kw以上のものに限る）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）	65 dB
締固め作業			振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動プレート、振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業（※2）	80 dB			振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動プレート、振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業（※2）	70 dB
コンクリートプラント等コンクリート搬入作業	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る）又は775m ³ プラント（混練機の混練容量が200kg以上のものに限る）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く）		コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業					
はつり作業及びコンクリート仕上げ作業			原動機を使用するはつり作業及びコンクリート仕上げ作業（さく岩機を使用する作業を除く）					
建物の解体・破壊作業			動力、火薬又は鋼球を使用して建築物その他の工作物を解体し、又は破壊する作業（※3）	85 dB			動力、火薬を使用して建築物その他の工作物を解体し、又は破壊する作業（※3）	75 dB

※1 音量は、敷地境界線における音量 dB(A)

※2 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50mを超えない作業に限る。

※3 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50mを超えない作業に限り、さく岩機、コンクリートカッター又は掘削機械を使用する作業を除く。

4 庁有車等への次世代型自動車の導入手順

(1) 目的

庁有車等への次世代型自動車の導入手順を定めることで、次世代型自動車の計画的な導入を推進し、自動車による環境負荷を低減することを目的とします。

(2) 用語の定義

ア 次世代型自動車

①電気自動車(EV)

バッテリーに蓄えた電力で電動機を動力として走行する自動車

②プラグインハイブリッド自動車(PHEV)

外部電源から充電可能なハイブリッド自動車

③ハイブリッド自動車(HV)

作動原理の異なる複数の動力源を組み合わせで走行する自動車

④燃料電池自動車(FCV)

水素と酸素の化学反応で発電し、電動機を動力として走行する自動車

イ ZEV (Zero Emission Vehicle)

走行時に二酸化炭素や大気汚染物質を排出しない自動車で、電気自動車(EV)と燃料電池自動車(FCV)が該当します。

ウ 指定低公害車

九都県市低公害車指定制度に基づく指定を受けた自動車をいいます。

①令和6年基準超低公害車

②平成30年基準超低公害車 (ECO プレミアム)

③平成30年基準優低公害車 (ECO エネルギー+)

④平成30年基準優低公害車 (ECO クリーン+)

⑤平成30年基準良低公害車 (ECO)

⑥平成21年基準超低公害車

⑦平成21年基準優低公害車

・詳細は、下記の九都県市低公害車指定制度のウェブサイトを参照。

https://www.9taiki.jp/lowpollution/specified_system.html

(3) 庁有車への導入手順

環境管理推進員は、庁有車を新規又は代替導入する場合、原則として次世代型自動車を導入します。

このうち、充電設備の導入状況を踏まえ、ZEVの導入が可能な場合には、これを優先的に導入します。

また、次世代型自動車の導入が困難な場合は、指定低公害車のうち、超低公害車を導入します。

これも困難な場合は、超低公害車以外の指定低公害車を導入します。

なお、超低公害車以外の指定低公害車も導入することができない場合は、必要最小限の大きさのもので、可能な限り燃費性能の高い車両を導入します。

(4) 雇い上げ車への次世代型自動車の導入配慮

環境管理推進員は、事業で使用する車両を契約する場合、原則として次世代型自動車を契約車両とし、その旨を仕様書に明記します。

なお、充電設備の導入状況を踏まえ、Z E Vでの契約が可能な場合には、優先的に導入します。

次世代型自動車での契約が困難な場合は、指定低公害車のうち、超低公害車を契約車両とし、これも困難な場合は、超低公害車以外の指定低公害車を契約車両とします。

また、指定低公害車の導入も困難な場合は、必要最小限の大きさのもので、可能な限り燃費性能の高い車両を契約車両とします。

(5) 区民・事業者への周知

環境管理推進員は、導入した次世代型自動車や指定低公害車について、以下の措置を講じ、区民・事業者に広く周知します。

ア 「次世代型自動車」であることを示す表示やデザインを施します。

イ 指定低公害車については、「九都県市指定低公害車証」を貼付します。

様式集

様式1 協議記録書

様式2 施設整備にあたっての省エネルギー・環境配慮に関する計画書

改訂履歴

版数	制定日・改訂日	内容	備考
初版	令和8年3月31日		